

日本近代化への国際的条件（一）

大畑篤四郎

一 問題の提起

明治維新以後、日本が精力的に「近代国家」への道を歩んできた約百年の道程は、国際社会、とりわけ極東において日本のおかれていた地位と切離して考えることはできない。寧ろ近代国家への道は——閉鎖的な鎖国制度下の幕藩体制においても商業資本主義の成長と派生的なマニユファクチュアが生れ、多くの制約や歪みを受けながらも市民社会が形成されつつあったとはいえ——「西欧」⁽¹⁾との接触によって触発、刺戟され、多くの混乱や、先人達の苦悩と努力をへながら、辿られてきたのである。

実際、ペリー (Commodore Matthew Calbraith Perry) の来航に先立って伝えられた蘭字や欧米事情は、日本にとって新しい次元に立つるとき新知識であり、ペリーの来航(一八五二)とその後の政治情勢の展開は、(一部の先覚者を除いて)閉鎖的、温室的な島国の中で育まれていた神州意識に冷水を浴びせ、国力と文化の相違をさまざまと見せつけたのであった。このことは一方に排外的なショーヴィニズムとしての攘夷主義を助長せしめるとともに、他

方ではそうした西欧諸国の文化を受け入れ、それら諸国との国際関係を開いて、新しい日本の発展を期待する立場があらわれたのである。幕府のとった開国の方針は、それ自体の本質においては開明的な方針であったが、安政条約以下一連の諸条約が朝廷の反対を押し切って締結された不平等条約であったこと、幕藩体制に対する内在的な不満・批判勢力が成長し、彼等が朝廷のもとに結集して反幕府革命勢力として幕府に対抗したこと、によって、その後の幕府倒壊に至る政治過程の展開へと結びつくのである。この反幕勢力は、しばしば尊皇攘夷派といわれるが、排外的なショーヴィニズムとしての攘夷論は、政治的変革の途中でこれを切捨てていることは、政権交代の過程で薩長を中心とする反幕勢力がイギリスと結び、幕府にフランスの結合に対抗した経過からも明らかである。排外的なショーヴィニズムとしての運動は時に外国人に対する殺傷事件としてあらわれているが、それらは維新の変革の過程で決して主流とはなり得ず、反幕・尊皇派と雖も、西欧の先進文化の利点に学び、差当っては鉄砲などの武器購入や貿易（西南貿易）、あるいは政体変更のプランなど、一致し得る範囲で外国とも協調をはかり、その中で日本の進路を確定しなければならなかったのである。

ただ、ここではそうした幕末・維新の変革の過程での問題をことさらに追究しようとするものではない。ここでは、そのようにして誕生した新国家の、その後の歩みが「近代化」の課題にどのように対応してきたかを、特に国際的條件との関連のもとで——いうまでもなく、そこではもはや閉鎖的な体制をとる国家であることは許されず、所与の国際的条件の中で日本の進路を確定しなければならなかった——考察しようとするものである。

その場合、考察のパターンとしては、西欧諸国に——しかも帝国主義として日本周辺の極東方面に浸蝕してきた西

欧諸国に遅れて近代化の課題に取組まなければならなかった、「後進国の近代化」の日本型の分析、ということになるが、唯その場合には「近代化」の内容分析が問題となる。しかし、ここではあらかじめ「近代化」、あるいは「近代」の概念規定を先行させ、考察の枠組を限定するよりも、以下行論中、関連諸問題を考察しながら、且つそのことによって、問題点を明らかにすることを便宜としたい。近代化論の類型分析とその批判はこれまでの研究でも一応試みられ、⁽³⁾民主化乃至封建的隷属からの解放の過程としての近代化論、産業化的近代化論、資本主義化としての近代化論、等がその主要な説をなしているが、さらにそうした「近代化」を特定の国家の内部的現象として抽出し、小型化するのではなく、国際社会の中で、且つそれとの関連のもつとで、しかも政治や意識の面などの上部構造との関連のもつとで、全体的、総合的に把握し、分析することは至難の事業といえよう。私はあらかじめ「近代化」、または「近代」の概念内容を固定して考察を限定、局限するよりも、まず関連する問題についての、私なりの自由な分析に立入り、帰納的、実証的に見解をまとめてみたいと思う。

二 条約改正交渉の意義

明治新国家が成立した時、日本は西欧諸国との間に不平等条約を締結していた（幕末においても、それら不平等条約の内容を不可とする立場から、その撤廃・改訂の議論がないこともなかったが、開国論、攘夷論との関係から頗る微妙であった）⁽⁴⁾。そればかりでなく、新国家が成立したのちも、日本がスエーデン、スペイン、ドイツ（北ドイツ連合）、オーストリーの諸国と締結した修好通商航海条約は、その不平等性において、幕府の締結した条約にまさるとも劣ら

ないものであった。⁽⁵⁾しかし、これでは国家の形式的対等の地位すら保てないばかりでなく、その独立の実を全うし、さらに近代国家へと成長しようとする場合に負い目をなすものであり、新政府は当然に不平等条約の改正に着手しようとした。政府は早くから国民に向つては条約改正の意のあることを示し（慶応四・一・一五外交に関する布告書に「但是迄於幕府取結候条約之中弊害有之候件々利害得失公議之上御改革可被為在候……」、同年二月一七日の外国との和親に関する諭告に「……一時幕府之失措とは乍申皇国の政府に於て誓約有之候事は、時の得失に因りて其条目は可被改候得共其大体に至り候ては妄に不可動事万国普通之公法にして……」⁽⁶⁾とある）、一八六九年二月四日（明治元・二二・二三）、外国官副知事東久世通禧より主要列国に、非公式に条約改正の意向を申し出たのである。

かくして一八六九年三月一日（明治二・二・三）には太政官より外国官にたいし、条約改正のための調査を行なうよう達が発せられ、⁽⁷⁾外国官および公儀所において改正方針を審議し、明治四年（一八七一）には一応の改正案も得て（「擬新定条約草本」⁽⁸⁾）、同年五月三日には、沢（宣嘉）外務卿より列国にたいし、翌年七月一日より条約改正交渉を行ないたい旨を申し入れるに至った。

しかるに政府が条約改正問題に直面すると、政府は条約改正とわが国の法典や諸制度の改革とが密接な関係をもつことを認識した。そのためすでに制度取調局長官江藤新平が法典編纂事業に着手していたが、さらに政府は条約改正の首唱者の一人であった岩倉具視⁽⁹⁾を特命全權大使とする使節団を欧米に派遣し、ひろく欧米の文物や諸制度を見聞、調査せしめるとともに、条約改正交渉の打診をさせたのである。

しかし、対等条約締結についての岩倉の申し入れにたいしては、アメリカが好意的態度を示し、改正交渉が行なわ

れようとしたのを除いては、イギリス、フランス、ベルギー、オランダ、ドイツ、ロシア、イタリー、オーストリー、スイスの各国においてはいずれも条約改正に難色を示し、日本に信教の自由承認、外国人の内地自由旅行、法典編纂、裁判所機構の整備、貿易拡大、等々を要求した。⁽¹¹⁾たとえば、当時列国中对日外交の主導権を握っていたイギリスでは、外国人待遇の問題に関連して、交渉に同席していたパークス駐日大使が「現今の時勢にては逆も地方の律には外国人服従致す間敷其故は日本の法律は欧洲と大異にして随分不開化なる法もあり又其罰重きに過ぎ苛酷に失するあり旁我歐人は従ひ間敷候」と述べたのに、グランヴィル外相 (Earl Granville) も同意し、岩倉が「夫故目〔自〕今日本政府〔に〕於て法律改正に取懸りやかて欧洲と其大概を同ふするにいたれば裁判を起す積に候」と答えたのに対して、グランヴィル外相も「……もし御国裁判法十分に御国に被行其公平の実相顕れ候は、英国政府の見込も相変し可申……」と述べている。⁽¹²⁾岩倉はその他各国において「全く我国をして欧洲各国の通り制度を改め対等權利を以て交際致度」(明治六・一・二四、フランス)、「益政治を脩明し偏に欧洲各国文明の風に則り我国国民をして開化の域に至らしめんこと我 天皇の所望に有之……是迄各国と取結候条約は各国と同権のものに無之間改正の節は都て各国同様公権公利を全ふし候様致度……」(明治六・二・二三、ベルギー)等々と述べて、条約改正の意のある所を示したが、列国はただちに改正に応ずる意向はなく、一行は帰国したのである。

岩倉一行が帰国すると、国内には征韓論がさかんであったが、岩倉が内治充実の優先を唱えて征韓論を排し、ついに征韓派五参議の下野に至った事情はここには省略する。ただ征韓論の主唱者の一人であった副島(種臣)外務卿の政策が、国権主義との批判を免れないとはいえ、日本の自主権の拡大、強化をはかった進取的なものであったことは、

イタリーとの条約改正交渉⁽¹³⁾や、マリア・ルース号事件にみられるところである。

さて副島下野のあとをうけた寺島(宗則)外務卿の時代に、列国は外国人の内地旅行権の承認を強く要求したが、寺島外務卿は列国に、イギリスを通じて、廻状を發し(明治六・一二・二〇)、治外法権に加えて外国人の内地旅行権を認めることは、外国人に不当な特権を与えるものであり(寺島はそのような特権の行使は「威力兵勢ヲ以テ圧抑スヘキ国ニテ行ハルヘシト雖正理公權ヲ説キ和親ノ交誼ヲ全フスル国ニ於テハ決シテ行ハレ難シ」とのオールコックの意見を引用している)、トルコ、エジプトにおいて著しい弊害をもたらした事例もある、としてこれを拒否した⁽¹⁴⁾。寺島外務卿はその上で列国との改正交渉を行なうのであるが、寺島は、新政府の内治整備、諸施策実施のための財政収入の確保という大隈(重信)大蔵卿の要請⁽¹⁵⁾、その他の事情から、関税自主権の獲得、「貿易關係第一」の条約改正を推進しようとした。すなわち寺島は「我國現今ノ為体ニテハ國權全復ノ儀實際難行就テハ可出来文ケノ回復ヲ目的トシ先ツ海關稅權回復ヲ最初ノ着手ト致候方可然ト存候」との立場⁽¹⁶⁾から、彼の起草した条約改正案(関税自主権承認、輸出税廢止、輸入税を従來の五%より一九%に引上げ)を基礎に、外国と交渉しようとしたが、パークスの反対によって一時中絶した。ひとりアメリカとの交渉のみが進展し、明治十一年(一八七八)七月二五日、いわゆる吉田・ロヴァー一ツ条約が結ばれ(関税自主権承認、輸出税廢止、日本の沿岸貿易管理權承認、二港開港、明治二・四・八批准書交換、改正の目的を達したようにみえたが、他の列国が依然改正交渉にすら応じなかつたので、条約の規定(第二〇条)により発効するに至らなかつたのである。

ハートレー事件、ヘスペリア号事件その他により、在日外国人の横暴や領事裁判權の弊害がようやく国民にも明ら

かとなり、⁽¹⁷⁾法権回復をもとめる世論が昂揚して、寺島外務卿が引責辞職したあとをうけた井上(馨)外務卿は、当然のことながら、法権回復に意をそそぎ、法権・税権の部分的回収をはかった。政府はポアソナード(G. E. Poissonade)、ロエスレル(K. F. H. Roessler)、デニンソン(H. W. Denison)他多数の外国人専門家を傭聘して、近代的法典編纂に当らせるとともに、改正条約案を起草した。その結果、明治一三年には改正刑法、治罪法を公布するとともに、修好条約改正案、通商航海条約改正案を起草し、これらを税関規則案、噸税案、港則案その他附属書類とともに外国に提示して条約改正交渉に応ずるよう、もとめた。両改正条約案は折衷的な内容のものであるが、これに対してすらイギリスは、法権については日本の法律、司法制度および訴訟法がどの程度までヨーロッパにおける主義と一致するかを詳細に調査した上でなければ協議し得ないとし、貿易については互譲の基礎において協定に達し得ることを回答した。⁽¹⁸⁾

こうしてイギリスの提唱により(さきの日本案以外に)条約改正の基礎案を作成すべく、明治一五年(一八八二)一月二五日より日本ほか一一カ国代表参加のもとに、条約改正予議会が開かれたのである。しかし、この予議会では井上外務卿が、日本の法権に服従する外国人に内地開放を認める旨を宣言し、法権回収の条件としても、日本裁判所に外国人判事を任用し、外国人が被告である事件については外国人判事を多数とし、内外人判事二名で法廷を開く時は外国人判事に決定権を与える、等折衷的、妥協的な提案をしたが、これに対してすら外国側は、裁判の公正を期し得ないとし、結局予議会は七月二七日、失敗に帰した(他方、国内には外国人判事の任用、内地開放の承認等につき、外国に譲歩しすぎるとの批判が著しかった。また税率改正問題については本稿では⁽¹⁹⁾省略)。

条約改正予議会においては、イギリスは日本の法律、司法制度の不備を理由に、日本の改正案に反対し、ただ輸入

税の増加のみを認めようとしたのであった。⁽²⁰⁾その後イギリスが態度を緩和し、改正交渉に応ずる意向を示した後も、通商条約の期限終了の告知には、その日までに、イギリス人民に対する裁判権に關し、英日間の取極により、日本の内地開放が行なわれることが前提であり、領事裁判権撤廃を承認するためには、「乍併英政府ハ日本(ニ)於テ民法、商法並訴訟法ノ完備シ且其繙訳出来ノ日迄ハ右談判ノ基礎タルヘキモノ果シテ存スルヤヲ疑フナリ而シテ外人保護ノ為メ示セル保証如何ガ果シテ十分ニシテ遂ニ『英国人民ヲ日本裁判権ニ服従セシムル事』ニ同意スヘキ時刻レルヤ否ヲ判断スル權ハ英政府親カラ之ヲ有セサル可ラス」との態度を固執した⁽²¹⁾(明治一七年五月プランケット・イギリス公使第二覚書)。日本側においても近代的(＝西欧的)な法典の編纂に留意し、明治一五年(一八八二)一月一日より刑法、治罪法を実施し、明治一九年(一八八六)八月には、法律の取調べを司法省より外務省に移して、法典編纂を促進するとともに、条約改正に有利ならしめることを期した。明治一四年(一八八一)に国会開設の勅諭が発せられたのは(一〇・一二)、明治一四年の政変⁽²²⁾の直接の影響であり、そこには自由民権論の昂揚に対して、既にこれを無視し得ず、これとの妥協的姿勢を示すことよって、絶対主義権力の再編成を示す意図がみられるが、伊藤博文を特派して外国憲法の調査と明治憲法の起草に当らせたことも、⁽²³⁾こうした状況をあわせ考慮すべきであろう(明治憲法は一八八九・明治二二・二・一一公布)。また政府が鹿鳴館を開設し(明治一六)、表面的な西欧の摸倣にとどまるのであるが、所謂欧化政策をとったことも、ここにしるさなければならぬ。この時点において近代化とは事実上西欧化にひとしい(＝「泰西主義」)といってもよいであろう。

この間、井上外務卿はさらに外国側との交渉を続け、外国側も改正交渉に応ずる意向を示したので、明治一九年五

月一日より条約改正会議が開かれるに至った。政府はこの会議に備えて、改正条約案の他に、裁判実施規則案などの関係諸規則案を起案²⁴し、これを會議に提出したが、六月一五日、英独委員は、日本案は「永遠ニ亘リテ解紛スルニ足ルノ原素ヲ有セス又大ニ変更ヲ加フルニ非サレハ仮令ヒ一時ノ便法トスルモ之ヲ以テ實際行ハルヘキモノト爲スノ見込ナキ」ものとして日本案を討議の基礎とすることを拒否し、新たに英独案(裁判管轄条約案)を提出した。この案は修正の上翌年四月二二日に採択されたが、内地開放、外国人に対する日本の裁判権の回復を認めるとともに、裁判所に外国人裁判官および検事をおくことを認め、外国人の關係する民事・刑事事件の訴訟については、裁判官の多数は外国人裁判官とすること、しかも日本裁判所において死刑の宣告を受けた外国人については、その所属国政府は、自国の法律により処分するとの誓約をもって右犯罪人の引渡しを要求し得ること、裁判用の外国語としては英語を認め、また人事關係の事件(in questions of personal status)については領事裁判所が引続き権限をもつことを認めた。さらに日本は「泰西ノ主義ニ從ヒ」(in accordance with Western Principles)且つ本条約の条項に從い、裁判所規則、刑法、刑事訴訟法(治罪法)、民法、商法、民事訴訟法を制定し、警察關係の法令を集成整理することとした。また會議では続いて日本の通商航海条約案を審議し、修正のうえ調査委員会を通過したが、ここでは税權の獲得は認められず、輸入税を平均一〇%に引き上げるとどまつた。

しかし裁判管轄条約案が閣議に提出されると、政府内部(谷干城農商務相、山田顯義法相、外務省・司法省顧問ボアソナーは反対意見書提出)はもとより、元老その他一部の有力者、政党その他各層にわたる民間世論の間に澎湃として反対論が生じた。反対の主要論拠は、外人法官をして天皇の名において判決を下させること、外国人關係事件は控訴院を

第一審裁判所とし且つ外人判事を多数としてゐること、日本の重要法令、警察行政規則の制定改廢には事前に外国政府の承認を要するとしてゐること、外国語を裁判公用語と認めてゐること、等であり、これらは独立国として許さざざるところ、「一時ノ名譽ヲ食リ百年ノ大害ヲ顧ミ」ざるもの(谷干城意見書)である、とするものである(他に外国人に内国民待遇を認めることが外国の経済的優越を来すものであるとの危惧もあつた。なお同様の危惧は内地雜居を認めることが白人種の優越を招くものであるとする点にもあつた。またポアソナードの意見書は一層客観的、論理的に、日本の不利益、不対等を指摘しているが、ここでは詳説を略した)。政府の条約改正交渉に対する反対は、歐化政策への反動も含めて、滔々として政党や、なかならずく国粹派の間にかまつたのである。⁽²⁶⁾ノルマントン号事件(明治一九・二〇・二四)は偶発的な事件であつたが反対論を一層鼓舞したのである。

このような反対世論に対して、井上外相(明治一八年内閣制度の施行とともに外務卿より外務大臣になつた)は断乎として抵抗した。井上外相は(明治二〇年)七月九日、長文の意見書⁽²⁷⁾を内閣に提出し西歐植民地主義がアジア、アフリカに滔々たる現状において独立の地位を保つてゐるのは日本と中国のみであり、欧州情勢の風雲急な情勢に対処する道は「惟タ我帝国及ヒ人民ヲ化シテ恰モ歐洲邦国ノ如ク恰モ歐洲人民ノ如クナラシムルニ在ルノミ即チ之ヲ切言スレバ歐洲的一新帝国ヲ東洋ノ表ニ造出スルニ至ルノミト夫レ一國人民ハ其分子タル各國人民ガ先ツ勇敢活潑ノ人民トナルニアラサルヨリハ独リ其強大ヲ致ス事能ハス即チ日本人民ノ自治ノ制ト活潑ノ行動トハ日本國民ノ強大ヲ致シ日本政府ノ強盛ヲ致スニ於テ万欠ク可ラザルモノトス……(國民に敢為の氣象、独立自治の精神を植えつける方策は)我人民ヲシテ歐洲人民ト触撃シ各自ニ不便ヲ感シ不利ヲ悟リテ泰西活潑ノ知識ヲ吸取セシムルニ在ルノミ」との前提にたつて、外

国に対する閉鎖的態度を改め、内地を開放し、通商や事業活動を活潑化すべきことを主張している。また法典編纂、裁判所制度に関する不満についても、「右諸項ハ実ニ締盟十六ヶ国ヲシテ治外法権ヲ廢去セシメンガ為メニ之ヲ讓与シタルモノニシテ実ニ已ムヲ得ザルノ事情ニヨリタル」もので、現行の治外法権が継続するよりも内容的には改善であり、日本の現状等に照し、西欧側の態度にも一理あり（「苟モ泰西ニ航シ其文物、制度ノ美、文明開化ノ盛ヲ目覩シタル者ハ我国ガ三十年來力致シタルノ進歩ハ実ニ東西古今始〔殆〕ント未會有ノ事トスルモ之ヲ泰西各国文物開化ノ度ニ比スレバ其猶ホ未タ相及バザル者アルヲ認ム可ク此事實ハ即チ泰西各国ガ今日ニ至ルマデ治外法権ヲ我国ニ維持シタル所以ニシテ今日若干ノ讓与ヲナサ、ル事ヲ得ザル者モ亦只タ此事實アルガ故ナレバナリ）、若干の不平等の弊害を存するとも、一二年後には関稅自主權、一五年後には完全な裁判管轄權を獲得することになり、「此ノ十五年ノ間ハ即チ治外法権ノ暗夜ヨリシテ充分ナル不羈自主ノ旭旦ニ達スル將曙ノ時トスルナリ」としている（註20参照）。井上はまたこの意見書で「我帝国ヲ化シテ歐洲的帝国トセヨ我国人ヲ化シテ歐洲的人民トセヨ歐洲的新帝国ヲ東洋ノ表ニ造出セヨ只タ能ク如此ニシテ我帝国ハ始メテ條約上泰西各国同等ノ地位ニ躋タル事ヲ得可シ我帝国ハ只タ之ヲ以テ獨立シ之ヲ以テ富強ヲ致ス事ヲ得ベシ而シテ此大目的ヲ達スルガ為ニハ実ニ現行條約ノ改正ヲ以テ第一著歩トス」と述べている。もつて井上外相の構想を知るに足るものがある。たとえば政府の條約改正方針を不可とする立場から、寧ろ現行條約の存続を支持し、軍備の強化によつて西欧諸國の圧力に対抗しようとする谷農商務相の意見書と対照的であり、且つ所与の条件の中で、きわめて現実主義的に対応しようとしたものといえよう。⁽²⁸⁾

しかし井上外相の意見は政府に支持されることなく、改正會議も無期延期されることになつたので（七・二九）、つ

いに井上外相も辞職するに至ったのである。

後継大隈（重信）外相は、条約履行論を唱え、現行条約を厳格に解釈すれば外国人側が不利、不便であるとの立場から、外国側に条約改正に応じさせようとした。またメキシコとの間には修好通商条約を締結し、相互に自国の法権に服従することを条件に相手国国民に内地を開放し、最惠国待遇も有条件主義とし、領事裁判権は認めないこととするに成功した（一八八八・明二一・一一・三〇）。また大隈外相は改正条約案（和親通商航海条約案）を起草した。その内容は、内地開放、協定税率の改訂（片務的に平均従価一割の関税）、過渡的に領事裁判権存続（所定居留地で五年間）ならびに期限撤廃、不動産に関する日本の法律にしたがわせること、最惠国條款の有条件主義、等であり、別の外交文書をもって諸法典の編纂を予約し（二年内に編纂をおわらない時は、その法典発布の三年後まで領事裁判権撤廃を延期することとした）、大審院に外国人判事を任用し、外国人が被告たる民事・刑事事件については大審院を終審または一番終結の法廷とし、その裁判官の多数は外国人判事を宛てること、その他を掲げた。大隈案は井上案に比して、法典編纂の場合の「泰西主義」の原則や外国による承認をやめて、単に編纂した法典の英訳を公布するにとどめたこと、外国人判事を大審院のみにおくこととし、その人数も減じたこと、外国人検事は取やめ、法廷用語も日本語のみとしたこと、外国人が外国人判事多数の大審院の審理に附されるにあたり若干の条件をつけたこと、その他の点において日本側の自主性を強めたことは認められる。²⁹⁾しかし日本裁判所に外国人判事をおき、外国人が被告たる事件について外国人判事の判断の比重を優越させた点、治外法権撤廃の前提として所定の法典編纂を予約している点、等々において、本質的には井上外相の改正方針を継承したものといひ得る。したがって政府がアメリカ（一八八九・明治二一・二一・二〇）、ドイ

ツ(六・一一)、ロシア(八・八)との間に改正条約を締結し、イギリスその他の国との間に改正交渉を行なおうとした際、その内容が新聞に洩れるに及んで(この間大隈外相は世論の反対を避けるために、極度に秘密主義をとった)、俄然国内に反対の世論がたかまったのである。たまたま、この年二月一日には欽定憲法としての帝国憲法が發布され、翌年一月二五日には帝国議会が召集されることになったので、大隈改正案に対しても、外国人判事の任用を違憲とし、法典編纂の予約は議会の立法権を制約せしめる、等々の反対論が急速にたかまり、政界のみならず、特に言論界において国論が二分する形勢に立至った。

こうして大隈外相の条約改正の企図も失敗に帰した。青木(周蔵)、榎本(武揚)外相はいずれも改正交渉に努力し、特に青木外相は、日本の自主性を強化し、憲法の条項と両立し得るようにするため、外国人を大審院判事に任用することを取消し、諸法典の編纂と公布に関する条項、および外国人に不動産所有権を認めた条項を撤回し、外国人に内国民待遇を与えることにつき、その権利に若干の制限をもうけることとした。この案につき、たとえば第一項については、日本は司法制度を改革して裁判所を行政府から独立せしめ、且つ嚴重な試験を通過し、日本の法律および泰西の法理に熟達、通曉した者が裁判官となるので、外国側も懸念するに当らず、毫も日本裁判所の権限を拡張しようとするものではない、また第二項については、すでに刑法、治罪法、憲法は發布され、民法、商法も遠からず發布されることを、その理由にあげている。また第三項に関しては、日本は近來小地主の増加を奨励する政策をとっているが〔この点はなお問題たることを留保する〕、内地開放と同時に低利な外資を輸入すれば右の政策も危くされる恐れがあり、外国人の不動産所有権禁令を解除する時機について、判断の権利を日本政府に留保すること、第四項について

は、日本の政治的、財政的利害に関係ある場合に、これを制限する權益を日本政府に留保する趣旨であること、と説明している。⁽³⁰⁾

このようにして、迂余曲折をへつつも、日本は条約改正交渉において、現実的考慮を払いつつ、漸次自主性をたかめるべく努力したのである（その場合、日本がそうした主張を強め、且つそれを支えていたのは、たとえ理想論、非現実主義的であつたとしても、国内における反対世論や、たかまりつつあつたナショナリズムであつたことが、見落されてはならない）。陸奥（宗光）外相の交渉も、そうした経過を基盤としてこそ成功したのであるが、ただ彼は先人達が外国との交渉に熱心の余り、国内の世論や政情の考慮に至らざる点があつたのに比し、これを十分考慮するとともに——のちにみるように——これに対し、断乎たる態度をとつて、ついに改正交渉を成功に至らしめたのである。

明治二十三年（一八九〇）十一月、第一回帝国議会在開会せられてより、法典問題と条約改正問題は議会の論議の中心問題であつた。

第一回帝国議会在（一八九〇・明治二三・一一・二五召集）に政府が民法・商法典その他関連諸規則案を提出すると、それは野党（民党）各派の強力な反対にあつた。論争の根底には英法派と仏法派の対立という学問的立場からの対立もあつたが、それが政治問題化し議会の論争となつた限りでは、寧ろそれらの法典（特に民法・商法典）が条約改正の必要から安易に「泰西主義」の原則を容れて起草され、日本の国情に合致せず、固有の美德をも損なうものである、との立場から、政府の提出した法典案に反対するものであつた。したがつて、この初期議会における野党の主張は自ら、政府の行なつている条約改正に対する非難に通ずるものであり、「対外硬」派を形成するものであつた。明治二

六年（一八九三）七月、政府が改正通商航海条約案、その他関連文書案を決定して、イギリスとの交渉に入るようになる。この「対外硬」の立場をとる野党各派は、議会の多数の署名を得て「現行条約勵行建議案」を議会に提出し、政府が条約の規定以上に外国人に特権を与えていることを、種々実例をあげて指摘し、これを非難した。⁽³¹⁾ 政府は対外硬論の昂揚が条約改正交渉に及ぼす阻害的效果をおそれ、一旦議会を停会し、再開議会で陸奥外相が建議案を反駁し、政府は衆議院を解散し（一八九三・明治二六・一一・三〇、貴族院は停会）、さらに条約勵行運動の中心勢力である大日本協會にも解散を命じた。陸奥外相は対外硬派の主張を鎖国的、攘夷的、保守的ときめつけ、これがロンドンにおける条約改正交渉に悪影響を及ぼし、「兩國の全権委員が数月の間鞠躬尽瘁の苦勞もほとんど画餅に属せしむ」るものであると非難し、これに対し「我政府は維新以来の宿望を成就する為めには如何なる艱難も避けずとの初志を変ぜず銳意に世の所謂多数の与論なるものと抗戦し」、⁽³²⁾ 右のような強硬な態度をとったのである（新議会で政府に対する非難決議、上奏案採択に対しても、明治二七年六月二日、議院解散をもって対抗）。

この経過には政府および対外硬論のいざいっている二重の矛盾が含まれている。すなわち条約改正を行ない、西歐諸国と対等の関係を設定するためには西歐的法原則にもとずいた法典編纂や裁判所制度の改革などを迫られたが、これを実行しつつ改正の目的を達するためには、「鎖国的攘夷論」や、これに「附和雷同」する民論やナショナリズムの昂揚に対決し、絶対主義的な権力の発動をあえて行なわなければならなかった。他方、政府の編纂した法典が、国情や国民の淳風美俗にもとるものとし、あるいは政府の条約改正事業を阻止しようとする対硬派といえども、法典や諸制度の近代的改革、あるいは外国との通商のためには西歐的法原則の導入を拒むことはできず、且つ不平等条約をいつ

までも維持することはできなかった。この矛盾は根本的には解決されることなく、日清戦争が開始されると(一八九四・明治二七・七・二五豊島沖海戦、八・一対清宣戦布告、対外硬派は一転して政府を支持し、そのナシヨナリズムの主張のために、戦争を鼓舞したのである。他方、この間に条約改正交渉も進展して、日清戦争直前にイギリスとの間に、ほぼ対等の立場に立つ改正条約の締結に成功し(明治二七・七・一六、領事裁判権撤廃、居留地に対する行政権接收、通商上の特権や最恵国待遇は双務的なものに改正、その後の問題については第三章参照)、引き続き他の諸国とも交渉を進めて、明治三〇年(一八九七)一月五日、オーストリー＝ハンガリーとの通商航海条約締結を最後として、全関係国との改正条約の締結に至った。

このようにみてくれば明らかなおと、西欧諸国との(形式上)対等の関係を設定すべく行なわれた条約改正交渉と並行して、寧ろその前提条件を充足するために、政府は西欧の法原則、西欧の法典に範をとった法典編纂事業を推進したのである。このことはまた国内において強い反対を招いたのであるが、政府にとっては、それが条約改正の目的を達成するために、もっとも確実、且つ最短のコースなのであった。そしてこの時期(明治前期)において、少なくとも対外関係との関連においては、近代化とはほとんど西欧化と同意語であったが、井上外相がいみじくも表明した、西欧的新帝国を東洋の表に造出する、との観念は当時の指導者の、近代化(西欧化)に対する感覚を端的に表現するものであった。条約改正の目的を一応達成し得たのと時を同じくして、政府の強硬な対鮮政策によって、日清戦争が開始されたことはきわめて象徴的である。「西欧的新帝国」建設の内容を把握するためには、暫く別の角度から、同じ明治前期の日本外交をみる必要があるであろう。

註

(1) 幕末の経済、産業の発達、あるいは市民社会の形成についての問題はここでは省略したが、近代化論前提としての意義を無視するものではない。

(2) 幕末・維新期の政治的変革を、特に国際関係との結びつきの視野でとらえた研究は石井孝「明治維新の国際的環境」(昭和三年、増訂版昭和四一年、吉川弘文館)などお関連して幕末における植民地化の危機についての論争は大畑「国際環境と日本外交」(昭和四一年 東出版)三七—三八頁

(3) 近代化論の類型分析とその批判としては浦田賢治「日本の近代化論と憲法学」(比較法学第一巻第一号)、「畑穫」(法社会学における『近代化』論)〔同誌第一巻第二号〕参照。ほかに中山伊知郎「日本の近代化」(昭和四〇年 講談社)また近代化への政治的・文化的意識の志向または対応としては Marius B. Jansen, ed, *Changing Japanese Attitudes toward Modernization*, Princeton, 1965 経済的基盤との関連では前記「浦田」畑論文に取上げられたロストツヤやホルの研究や一般経済史上の文献のほか William W. Lockwood; *The Economic Development of Japan: Growth and Structural Change, 1868—1938*, Princeton, 1954 「後進国の近代化」のメタ論については一般的に I. R. Sinai; *The Challenge of Modernization, 1964*, またそのような意味では日本の近代化はしばしばトルコの近代化と比較して論じられる。Robert E. Ward and Dankwart A. Rustow, ed, *Political Modernization in Japan and Turkey*, Princeton, 1964 など浦野起央「トルコの近代化」(日本法学第二九巻第一号、第三号)参照。なおこの問題を敷衍すれば後進国、低開発国の開発理論乃至政策の問題につながるが(アメリカにおける近代化論の発展も、問題意識の発端としては、この問題に由来すると思われる)そこには別個の経済理論を援用しなければならないので、ここでは一応割愛する。なお近代化論については、この論文の終りに再びとり上げて問題とした。

日本近代化への国際的条件 (一)

- (4) この問題を取上げたのは稲生典太郎「日本外交思想史論考 第一」(昭和四一年小峯書店)所収「幕末における公武の条約論議」および「条約改正論の展開」
- (5) 明治二年までに結ばれたこれらの条約の締結事情は稲生前掲書所収「明治初年諸条約の成立に関する一考察——条約改正論 発生の前提によせて——」
- (6) 「大日本外交文書」第一巻第一冊二二七—二八頁、三九一—九三頁、「日本外交年表並主要文書」上巻三三頁
- (7) 英修道「条約改正交渉」(「神川先生選歴記念 近代日本外交史の研究」昭和三十一年有斐閣、所収)一〇頁
- (8) 稲生前掲書所収「明治四年の『擬新定条約草本』について」、なお公儀所における条約改正問題の論議は同書所収「条約改正論の一流流について——公儀所における外交論議」
- (9) 岩倉は明治二年二月二八日に日本の独立を保つべく条約改正を積極的に主張する意見書を提出した。「岩倉公実記」中巻六九七—七〇一頁、山本茂「条約改正史」(昭和一八年高山書院)一〇七頁
- (10) アメリカとの改正交渉が結局行われなかった事情についてはここでは略する。
- (11) この交渉の概要は山本前掲書一二六—六八頁、史料としては「大日本外交文書」第六巻、「条約改正関係 大日本外交文書」第一巻
- (12) 「条約改正関係 大日本外交文書」第一巻二二五—二九頁
- (13) なお副島はイタリーとの間に、日本の裁判権に服することを条件としてイタリー人に内地自由旅行権を与えることとする趣旨の改正交渉を行なったが、イギリスはじめ列国が領事裁判権の放棄に反対したので、イタリーも日本案を拒否し、交渉は成立するに至らなかった。
- (14) 「大日本外交文書」第六巻六九一—九四頁

(15) 中村尚美「大隈財政展開期の殖産興業政策」(社会科学討究 第九卷第一号)、青山秀彦「大隈財政と富国構想」(「昭史会三〇周年記念論文集 日本歴史研究」昭和三八年二宮書房)。当時政府は国内に次々に発生する反乱——新政府の性格に鑑み、これを単なる不満不平分子の反乱ではなく、第二革命の運動とする評価については、さらに別途の考察を要するが——の鎮圧にとめるとともに、太政官職制の制定、廢藩置縣、新律綱領および改定律例の制定(いち早く、しかも泰西主義ではなく古代の律にならった刑法典が編纂されたことの意義については、平野義太郎「明治刑法發達史」(明治史料研究連絡会編「明治權力の法的構造」昭和三四年御茶の水書房、所収)、中村吉三郎「刑法」(講座 日本近代法發達史)第九卷、昭和三五年勁草書房、所収)、西原春夫「刑法制定史にあらわれた明治維新の性格」(比較法学第三卷第一号)、徵兵制(松下芳男「明治軍制史論」上巻、「昭和三十一年有斐閣」)、「徵兵令制定史」(昭和一八年内外書房)、義務教育制の施行、地租改正(宇野弘蔵編「地租改正の研究」二卷(昭和三二—三三年東大出版会)、福島正夫「地租改正の研究」(昭和三七年有斐閣)、丹羽邦夫「明治維新の土地変革」(昭和三七年御茶の水書房)参照)、秩祿処分の実施、等の諸施策を着々実施した。これらについては一々詳説を避けるが、これらによる權力の再編成を通じて、新政府の絶対主義的性格が看取されると思われる。それらの諸施策を実施し、且つは正貨の海外流出を防止するため、大隈は国内において殖産興業政策の推進を、対外的には税權回復と貿易振興による外貨の獲得をはかったのである。

(16) 明治八年十一月一日意見書(山本前掲書一八〇—一八一頁)、明治九年一月一八日太政大臣決裁

(17) 山本前掲書二〇九—一九頁

(18) 明治一四年七月二三日グランヴィル外相の森(有礼)駐英日本公使宛回答「条約改正關係 大日本外交文書」第二卷一七〇頁、「世外井上公伝」第三卷(昭和九年内外書籍株式会社)三一七頁

(19) その他外国側は最惠国条項挿入に反対し、条約期限についても、日本の一方的意思で廢止できるとすることに強く反対した。

日本近代化への国際的条件(一)

(20) 井上外務卿は特に条約期限条項を重視し「本項ノ可否ハ、本會議了ノ諸件ヲ総括シ、後來不羈獨立ノ條約ヲ自由ニ締結シ得ルハ、特リ此一項ニ存スル儀ニ付、會議中ノ眼目ニ有レ之候」と述べ、英仏により、同条項および開国(内地開放)、関稅条項が拒否された以上、寧ろ現行條約を、なお三、四年維持し、その間「内ハ以テ制度ヲ修整シ、他日治外法權ヲ解キ外人ヲ管理スルニ充分ナル予備ヲ為シ」た上で、外国にはたらきかけ、交渉を再開すべきだ、とする意見書を提出している(「世外井上公伝」第三卷三七三―七四頁)。なお本稿三九頁參照。

(21) 「條約改正關係 大日本外交文書」第三卷三二四―二五頁、なお深谷博治「初期議會・條約改正」(昭和一五年白揚社)六九頁、英、前掲論文一九頁

(22) 明治一四年の政變については特に大久保利謙「明治十四年の政變」(明治史料研究連絡會編「明治政權の確立過程」昭和三年 御茶の水書房、所収)參照。

(23) 伊藤博文が、特に絶対主義的なプロイセン憲法に範をとって明治憲法を起草した経緯は、ここでは略する。

(24) この會議に臨み井上外務卿が「我帝國ノ為メ法律行政及ヒ經濟上自由ニ國權ヲ執行シ國際法ニ遵ヒ万国ト交通シ以テ遂ニ純然タル不羈獨立ノ地位ニ達スル」ことをはかったことは、明治一九年五月二九日の井上意見書參照(「條約改正關係 大日本外交文書」第二卷四五三頁以下)。

(25) 英独案の原案および議定條約文は同上書四七五―四九六頁

(26) 山本、前掲書三一〇頁以下、諸氏の反対意見についても同書文献參照、他に岡義武「條約改正論議に現れた當時の對外意識」(國家學會雜誌第六七卷第一、三号)、なお註(27) 井上訓令附屬書參照。

(27) 八月六日井上外相より各國駐在公使に提示(「條約改正關係 大日本外交文書」第二卷五一九頁以下)、なお「世外井上侯伝」第三卷九一―四頁

(28) 政府の現実主義、民間の理想主義という日本外交思想のパターンを指摘した文献は入江昭「日本の外交——明治維新から現代まで——」(昭和四一年中央公論社)

(29) 井上・大隈案の比較は山本、前掲書三四二―四三頁

(30) 明治二三年二月二八日青木外相よりイギリス公使に送付した覚書(「条約改正関係 大日本外交文書」第三卷 六四三―五八頁)

(31) 日本と西欧諸国との外交関係が進展するにともなうて、このような例は實際上増加した。なお初期議会の対外硬派の主張と条約改正問題については、深谷、前掲書、岡、前掲論文、稻生典太郎「初期議会における条約改正問題」(「英修道博士還暦記念論文集 外交史及び国際政治の諸問題」昭和三七年慶応通信、所収、他に稻生、前掲書にも収録)、藤村道生「初期議会のいわゆる対外硬派について」(名古屋大学文学部研究論集三一 史学一一)、なお民権論者の主張が国権論乃至攘夷論の心情と結びついていたことについては稻生「自由民権期における条約改正論の一斑」(同氏「日本外交思想史論考第二」続条約改正論の展開——)昭和四二年小峯書店)、この問題はさらに日本ナショナルリズム論に通じているが、ここではそこまで考察の枠組を拡げること避けた。

(32) 陸奥宗光「蹇々録」

(33) 法典編纂の過程や論争において、事業活動や通商に直接に関連する商法については比較的抵抗が少なく、家族関係にわたる民法典に対して批判がきびしかったことは注目される。

(34) 日清戦争直前まで硬派は政府弾劾上奏案、内閣不信任案を提出し、政府は明治二七年六月二日衆議院を解散し、そのまま日清戦争を迎えた。